第I編総則

第1章 計画の目的・性質等

1 目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、坂祝町の地域に かかる災害の対策に関し、必要な事項を定め、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害か ら保護するとともに、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るこ とを目的とする。そのため、以下の事項を実施する。

- (1) 町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他の防災上重要 な施設の管理者の処理すべき事務又は業務並びに坂祝町災害対策本部の組織
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災教育及び訓練、防災上重要地域の調査・指定、その他の災害予防計画
- (3) 災害応急対策に関する次の計画
 - ア 防災組織の運用に関する計画
 - イ 災害輸送、通信及び災害対策要員に関する計画
 - ウ 自衛隊災害派遣要請に関する計画
 - エ 災害情報に関する計画
 - オ 災害予防に関する計画
 - カ 被災者の救助保護に関する計画
 - キ 災害時における教育に関する計画
 - ク 災害警備に関する計画
 - ケ その他災害時における応急対策の計画
- (4) 災害の復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

2 想定する災害

この計画の作成にあたっては、当町における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、土 地利用、産業構造等の社会的条件及び過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を 想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性をも認識することとする。

- (1) 台風による災害
- (2) 地震による災害
- (3) 集中豪雨等異常降雨による災害
- (4) がけ崩れによる災害
- (5) 土石流による災害
- (6) 航空機事故による災害
- (7) 鉄道事故による災害
- (8) 道路事故による災害
- (9) 原子力事故による災害

- (10) 危険物の爆発等による災害
- (11) 可燃性ガスの拡散
- (12) 有毒性ガスの拡散
- (13) 林野火災による災害
- ※(1)~(5)は異常な自然現象により生ずる被害。

3 基本理念

災害対策は、次の事項を基本理念として行われるものとする。

- (1) 地域の自然特性、社会経済情勢の変化をふまえつつ、災害の発生を常に想定し、被害の最小化及び迅速な回復を図る。
- (2) 町、県、国及びその他の公共機関の適切な役割分担と相互の連携協力を確保するとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や自主防災組織その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進する。
- (3) 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに不測の事態を避けるため、科学的見地及び過去からの教訓を活かして災害対策全般について絶えず改善を図る。
- (4) 災害情報の収集が困難な状況にあっても、人の生命・身体の保護は、最も優先されるべきものである。このために必要なできる限りの情報の的確な把握に努めるとともに、これに基づいて人材及び物資を適切に配分する。
- (5) 被災者の主体的な取り組みを阻害することがないよう配慮しつつ、被災者の多様性やニーズの変化に応じて適切に援護する。
- (6) 災害が発生した際には、被災した施設が本来の効用を発揮できるよう速やかに復旧し、被災者に対して適切な援護を行う。

4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正するものとする。

したがって、各機関は、毎年関係のある事項について坂祝町防災会議が指定する期日 (緊急を要するものについてはその都度) までに計画修正案を坂祝町防災会議に提出するものとする。

5 岐阜県地域防災計画との関連

- (1) この計画は、岐阜県地域防災計画と一体をなすものであり、抵触しないものとする。
- (2) この計画に定めのない事項は、岐阜県地域防災計画に準ずるものとする。

6 計画の徹底

この計画は、各機関において平素から研究、訓練その他の方法によって習熟に努めるとともに、 その機関の対策に係る計画については、必要に応じ従事職員あるいは住民等に周知徹底を図るもの とする。

第2章 防災上の責務

1 坂祝町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、 身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び 他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

また、可茂消防事務組合(以下、「可茂消防」という。)、消防団等の組織の整備並びに町の区域 内の公共的団体その他の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実 を図り、町の有する全ての機能を十分に発揮するように努める。

2 岐阜県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ活動の総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、自ら必要な防災 活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をと る。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らしあわせて、自ら防 災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者

公共的団体その他の防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るととも に、災害発生時には災害応急措置を実施する。

また、県及び町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第3章 町及び防災機関の業務の大綱

町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他の 防災上重要な施設の管理者は、次の事務又は業務を処理するものとする。

1 坂祝町

- (1) 坂祝町防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備と訓練
- (3) 防災に関する物資及び資材の備蓄並びに整備
- (4) 防災に関する施設及び設備の整備
- (5) 災害による被害の調査、報告と情報の収集等
- (6) 災害の予防と拡大防止
- (7) 救助、防疫等被災者救助、保護
- (8) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (9) 被災民間事業者等に対する融資等の対策
- (10) 被災町営施設の応急対策
- (11) 災害時における教育・文化財対策
- (12) 災害対策要員の動員、雇上
- (13) 災害時における交通、輸送の確保
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 管内の関係団体が実施する災害対策等の連絡調整
- (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用
- (17) その他災害対策

2 岐阜県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集等
- (4) 災害の予防と拡大の防止
- (5) 救助、防疫等被災者の救助保護
- (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定
- (7) 被災民間事業者等に対する融資等の対策
- (8) 被災県営施設の応急対策
- (9) 災害時における教育・文化財対策
- (10) 災害時における公安の維持
- (11) 災害対策要員の動員、雇上げ
- (12) 災害時における交通、輸送の確保
- (13) 災害時における防災行政無線通信の防護と統制
- (14) 被災施設の復旧
- (15) 市町村が処置する事務、事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 防災活動推進のための公共用地の有効活用

3 指定地方行政機関

- (1) 可茂消防及び消防団
 - ア 町が行う防災に関する施設組織の整備と訓練の協力
 - イ 災害による被害の調査と情報の収集
 - ウ 災害の予防と拡大防止
 - エ 救助・救急及び被災者の保護
 - 才 避難誘導
 - カ 岐阜県防災へリコプター、岐阜県ドクターへリコプター及び広域航空消防応援実施要綱によるヘリコプターの要請
 - キ 緊急消防援助隊及び岐阜県広域消防応援協定に基づく応援要請
 - ク その他の災害対策
- (2) 加茂警察署
 - ア 各種情報の収集・伝達及び住民の不安解消のための広報活動の実施
 - イ 危険区域居住者の避難誘導、被災者の救出・救助活動
 - ウ 被災地における交通秩序の安定確保並びに不法事案等の予防及び取締り
 - エ 遺体の見分、検視等
 - オ 自主防災組織等に対する活動支援
 - カ その他、防災関係機関等が行う災害応急対策についての協力
- (3) 東海農政局(岐阜農政事務所)
 - ア 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり防止区域内の農地地域に係る地すべり対策事業 等の防災に係る国土保全対策の推進
 - イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報の収集
 - ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るための必要な指導
 - エ 被災地における農産物等の病害虫防除に関する応急措置についての指導
 - オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置についての指導並びにこれらの災害復旧事業 の実施及び指導
 - カ 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等についての応急措置
 - キ 農林水産省の保有する土地改良機械の貸付等
 - ク 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等に関する指導
 - ケ 応急用食糧の供給支援に充てる在庫量の調査及び調達・供給体制の整備
 - コ 被害を受けた関係業者・団体の被災状況の把握
 - サ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、消費者に提供するための 緊急相談窓口の設置
 - シ 必要に応じ、職員の派遣による食料供給活動の支援
- (4) 中部森林管理局(岐阜森林管理署岐阜事務所)
 - ア 国土保全事業の推進
 - (ア) 治山事業の充実
 - (イ) 保安林の整備とその適正な管理
 - イ 災害予防対策
 - (ア) 森林施業の防災措置

- (イ) 山腹崩壊、土砂流出等災害発生危険箇所の点検と予防対策
- (ウ) 国有林野等からの林産物等の流出防止とその対策
- (エ) 国有林野の火災防止対策
- ウ 災害応急対策
 - (ア) 災害応急又は災害復旧対策に必要な技術職員等の把握と派遣
 - (イ) 災害応急又は災害復旧用資機材の貸付
 - (ウ) 災害復旧用材(木材)の備蓄及び供給
- 工 災害復旧対策

国有林野事業施設及び民有林直轄治山施設等に係る災害復旧

- (5) 岐阜地方気象台
 - ア 観測施設の整備、維持及び観測資料等の収集、整理
 - イ 防災気象情報の発表及び伝達
 - ウ 情報伝達及び連絡体制の整備
 - エ 関係機関との連携による防災体制の強化
 - オ 防災訓練の実施及び関係機関との協力
 - カ 防災に関する知識の普及、意識の啓発
- (6) 東海総合通信局
 - ア 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整 及び電波の監理
 - イ 災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
 - ウ 被災地区における電気通信施設の被害状況の調査
 - エ 各種非常通信訓練の計画及びその実施についての指導
 - オ 非常通信協議会の運営
 - カ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等への衛星携帯電話等の災害対策用移 動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸与
- (7) 岐阜労働局(美濃加茂公共職業安定所)
 - ア 事業場における労働災害の防止
 - イ 化学設備の緊急遮断装置等異常事態に備えての機械・設備の安全確保及び管理体制の整備
 - ウ 悪天候時における高所作業、トンネル工事等の即時中止、退避等作業者の安全確保
 - エ 救出・復旧工事等緊急作業時における労働災害防止
 - オ 労働保険料等の納付猶予の措置
- (8) 中部地方整備局(岐阜国道事務所、木曽川上流河川事務所)
 - ア 災害予防
 - (ア) 施設の整備と防災管理
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進
 - (ウ)機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 河川防災ステーション、緊急用河川敷道路、防災情報ネットワークなど防災関連施設の 整備
 - イ 初動対応
 - (ア) 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、整備局長及び町長

が必要とする情報交換を実施するため、現地情報連絡員(リエゾン)を派遣

- (イ) 町が行う災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため緊急災害対 策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣
- ウ 応急・復旧
 - (ア) 水防のための警報等の発表、伝達と水害応急対策
 - (イ) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 町からの要請に基づく災害対策用機械等の貸付

4 自衛隊

- (1) 防災に関する調査推進
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 災害派遣計画の作成
- (4) 防災に関する訓練の実施
- (5) 災事情報の収集
- (6) 災害派遣と応急対策の実施

5 指定公共機関

- (1) 西日本電信電話株式会社(中濃営業支店)、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社
 - ア 電気通信施設の整備と防災管理
 - イ 災害時における緊急通話の取扱い
 - ウ 被災施設の調査と復旧
- (2) 日本赤十字社(岐阜県支部)
 - ア 医療、助産、保護の実施
 - イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
 - ウ 義援金の募集配分
- (3) 中部電力株式会社(加茂営業所)関西電力株式会社(今渡電力システムセンター)
 - ア ダム施設等の整備と防災管理
 - イ 災害時の電力供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (4) 東海旅客鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 電気通信施設及び電力施設の整備
 - ウ 列車の運転規制に係る措置
 - エ う回輸送等輸送に係る措置
 - オ 列車の運行状況等の広報
 - カ 鉄道施設等の応急復旧
 - キ 鉄道施設等の災害復旧
- (5) 独立行政法人水資源機構
 - ア 水資源機構施設の整備と防災管理
 - イ 被災施設の調査と復旧

- (6) 日本放送協会(岐阜放送局)
 - ア 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 放送施設の保守
- (7) 日本郵便株式会社(坂祝郵便局、美濃加茂郵便局)
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便の運送、集配の確保
 - (イ) 郵便局の窓口業務の維持
 - イ 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い 及び救護対策の実施
 - (ア)被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - (イ)被災者救助団体に対するお年玉はがき寄付金の配分
 - (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社等にあてた救助用の現金書留郵便等 の料金免除

6 指定地方公共機関

- (1) 一般社団法人岐阜県LPガス協会
 - ア ガス施設等の整備と防火管理
 - イ 災害時のガス供給
 - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (2) 一般社団法人岐阜県トラック協会
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策人員、輸送の確保
 - ウ 被災地の交通の確保
- (3) 民間放送機関、民間新聞社
 - ア 住民に対する防災知識の普及と警報等の周知徹底
 - イ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底
 - ウ 社会事業団等による義援金の募集、配分
- (4) 木曽川右岸土地改良区連合
 - ア 農業用ため池等の施設の整備と防災管理
 - イ たん水防除施設の整備と防災管理
 - ウ 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
- (5) 一般社団法人岐阜県医師会、一般社団法人岐阜県病院協会、公益社団法人岐阜県歯科医師会、
 - 一般社団法人岐阜県薬剤師会、加茂医師会、加茂歯科医師会
 - ア 医療及び助産活動の協力
 - イ 防疫その他保健衛生活動の協力
 - ウ 医薬品の調剤、適正使用及び医薬品の管理に関すること
- (6) 町社会福祉協議会
 - ア 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資
 - イ ボランティア活動の推進
 - ウ 県社会福祉協議会の設置する現地災害救援事務所への協力

7 公共的団体その他の防災上重要な施設

- (1) JAめぐみの(坂祝支店、坂祝北支店)
 - ア 町が行う農林関係の被害調査等応急対策への協力
 - イ 農産物、林産物等の災害応急対策についての指導
 - ウ 被災農林家に対する融資又はあっせん
 - エ 農林業共同利用施設の被害応急対策及び復旧
 - オ 飼料、肥料等の確保又はあっせん
 - カ 被災民間事業者等に対する資金の融資その他緊急措置
- (2) 病院等管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における病人等の収容及び保護
 - ウ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (3) 社会福祉施設管理者
 - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
 - イ 被災時の入所者及び要介護者等の入所保護
- (4) 共同募金会 義援金品の募集、配分
- (5) 商工会
 - ア 町が行う商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ、あっせん等についての協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧用資材の確保についての協力、あっせん
- (6) 学校法人
 - ア 避難施設の整備と避難等の訓練
 - イ 被災者における教育の対策
 - ウ 被災施設の災害復旧
- (7) 危険物、高圧ガス等取扱い機関 給油所等ガソリン取扱い機関
 - ア 危険物、高圧ガス等の保安
 - イ LPガス等の供給確保
 - ウ ガソリン等危険物の防災管理
 - エ 災害時におけるガソリン等の供給
- (8) 町赤十字奉仕団、PTA等の文化厚生社会団、NPO及びボランティア団体
 - ア 被災者の救助活動の協力
 - イ 義援金品の募集、受付及び配分の協力
- (9) 女性防火クラブ 火災予防の啓発

8 住民(自主防災組織)

- (1) 自主防災組織の整備
- (2) 防災資機材の整備
- (3) 防災知識の普及
- (4) 各種防災訓練の実施及び参加

- (5) 災害情報等の伝達
- (6) 組織的初期消火
- (7) 負傷者等の救出救護
- (8) 組織的避難
- (9) 給食給水活動
- (10) その他の相互扶助

資料編 (p. 資-1)・防災関係機関及び連絡先一覧

第4章 住民等の基本的責務

1 住民の責務

「自分の生命は自分で守る」「みんなの地域はみんなで守る」が、防災の基本的な考え方であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要があり、その実践を促進する国民運動を展開しなければならない。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、町等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

2 民間事業者等の責務

民間事業者等は、災害時に果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分認識し、各事業所等において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所等の耐震化、予測される被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第5章 町地域の地勢と災害の概要

1 自然的条件

(1) 位置及び概況

当町は、岐阜県の中南部、加茂郡の西南部に位置し、東及び北は美濃加茂市、西は関市・各務原市に接し、南は木曽川を境とし可児市、愛知県大山市と接している。

位 置	東経 136度59分19秒 北緯 35度25分25秒
概 況	東西 4.9km 南北 4.3km 面積 12.87km ²
標高	67m (町役場)

(2) 地勢

当町の中央部は、郷部山丘陵が占め、それをとり囲むように平坦地が広がり、西部は、城山など 急峻な山地が連なっている。町の南端を木曽川が東から西に流れており、このため北部より南部に 傾斜している。

(3) 気候

当町は、太平洋気候区に属し、温暖多湿であり、夏は南東の季節風で降雨が多く、冬は北西の季節風で降雨あるいは降雪量が少なく、比較的平穏な気候となっている。

2 社会的条件

(1) 人口

当町の人口は、昭和50年代半ばから大幅に増加したが、平成12年度をピークに近年では減少に転じている。一方、世帯数は平成25年度まで増加しているものの、1世帯当たりの人数は減少傾向にあり、核家族化が進んでいる。

また、65歳以上の高齢者の人口比率が増加する一方で、15歳未満の年少人口の比率は減少しており、少子高齢化が進んでいる。こうした高齢者人口の増加は、災害時に行動が不自由な避難行動要支援者対策の必要性を示している。

(2) 土地利用

近年の動向をみると、都市化の進展や農業情勢の変化に伴い、農業用地の転用が進み、宅地や工業用地が増大している。

当町では、昭和49年に町域全体が都市計画区域として指定されたが、市街化区域・市街化調整区域の区域区分が行われていないことや、近年まで用途地域の指定が行われなかったこと等を背景に、公園、道路等の都市基盤整備の遅れや住工混在の発生などがみられる。

そのため、平成7年度に用途地域の指定見直しを行うとともに、平成8年にまちづくりの基本方針を定める都市計画マスタープランを策定し、平成21年に特定用途制限地域の指定を行った。平成22年には社会情勢の変化や上位関連計画等に対応して再策定した。また同年、国土利用計画(坂祝町計画)を策定した。これに基づき、計画的な土地利用の推進や、魅力ある市街地環境の創造に取り組んでいる。

当町の総面積は1,287haで、その土地利用区分は次のとおりとなっている。

土地利用区分

平成31年1月現在

田	畑	宅 地	池沼	山 林	原 野	雑 種 地	その他	合 計
	ia ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
132	7 157. 5	196. 5	2.8	290. 3	2. 1	48. 7	343. 3	1287. 0
(10. 3%	(12. 22%)	(15. 26%)	(0.21%)	(22.55%)	(0.16%)	(3.78%)	(26.67%)	

(固定資産税課税状況調査書による)

(3) 産業

当町の農業は、水稲栽培を中心に野菜、花き、果樹の栽培、畜産などが行われており、トマトやネギ、セントポーリア、ヘチマ化粧水などの特産品がある。

工業は、恵まれた立地条件を背景に砕石、自動車、鉄鋼、日本瓦製造業など多くの工場が進出している。

今後は、こうした民間事業者等との災害時の連携についての検討も必要とされる。

(4) 交通

当町の道路網は、南部の木曽川沿いを東西に横断する岐阜県道207号と、北部の田園地域を通る 国道248号を中心に、県道4路線(富加・坂祝線、勝山・山田線)及び町道、農道等で構成され ている。国道248号と東海環状自動車道の開通によって交流人口の増加が期待されており、将来 にわたる沿線の土地利用について検討が必要である。平成22年に策定された坂祝町道路網整備計 画に基づいて、県道・町道の計画的な改良・舗装などが行われ、住民生活の安全性・利便性の向 上や産業活動の円滑化を基本に、全町的な道路網の再編成に取り組んでいる。現在、国道21号坂 祝バイパスの整備が進められ、各務原市の鵜沼ICと当町の大針IC(国道248号線)の間が平 成28年3月に開通している。

また、公共交通機関としては、JR高山本線が岐阜県道207号に平行して走り、町の玄関口として坂祝駅が設置されている。

当町の道路状況は、次のとおりである。

平成31年1月末現在

種別	区分	路線名	延	長
国	道	国道21号線	3. 4	km
	JJ	国道248号線	1.5	
県	道	各務原・美濃加茂線(県道207号)	4.9	
	IJ	富加・坂祝線(県道346号線)	3.3	
	JJ	勝山・山田線(県道367号線)	1.2	
町	道	469(路線数)	128.9	

3 災害条件

当町においては、地理的条件等から水害によるものと、木造家屋の連こう(長屋風建物)する密集地における大火の発生、さらには、地震によるものが大災害の発生原因として考えられる。原因別の災害概要は、おおむね次のとおりである。

(1) 水害

町の中央部、西部が山地の地形にあって、木曽川をはじめ中小河川があり、昭和58年の台風10号がもたらした大洪水に見られるように、昨今における山地の開発あるいは異常気象等により、予測できない降雨、大洪水による護岸堤防の決壊、出水、山地の崩壊、土砂の流出等によって家屋の流失、浸水、人命の被害、農地等の埋没など水害の危険性が内在している。

(2) 火災

近年、道路の新設改良、上水道の整備による水利の拡充、さらには消防力の整備強化によって、 火災対策は整備されつつある。しかし、家屋密集地区には木造家屋が連こう(長屋風建物)し、ま たガソリンスタンド、プロパンガス等危険物取扱所の増加、事業所、一般家庭における少量危険物 の保有、さらには自動車が各家庭に普及し可燃物(ガソリン)の分散が著しい現況においては、強 風下あるいは地震等特殊条件下にあっては、大火災発生の危険性が多分にある。

(3) 風害

台風による被害は、内陸地帯にある盆地的地勢のため比較的軽微であるが、昭和34年の伊勢湾台風のような大型台風が接近通過する場合にあっては、全町域にわたり相当規模の被害が発生するおそれがある。

また、近年では竜巻による被害が各地で報告されていることから、竜巻への備えをしておくこと が必要である。

(4) 震災

中央日本の地域は、内陸での地震が活発であり、マグニチュード6~7程度の地震がしばしば発生し、震央を中心に被害が発生している。なかでも明治24年には、内陸型地震としては我が国最大の規模である濃尾地震(M8.0)の直撃を受け、広域にわたって大きな被害が発生した。

最近は駿河湾沖の東海地震が憂慮され、東南海・南海地震推進地域に指定されている。また、内陸型地震にあっては東濃の阿寺断層が過去の活発な活動にもかかわらず大した地震の発生をみていないが、大地震発生の危険性が高いと予測されている。

地震は、他災害と異なり直接的な予防対策が困難であるため、予測される東海地震等あるいは最大級の直下型地震が発生すれば家屋の密集地を中心に被害の拡大は免れない。さらに、石油、ガス等危険物が分散している状況にあって、強風下等の悪条件が重なれば、地震火災など二次災害の拡大となり、人的被害を含めて壊滅的な状況にも対応できるよう準備しておく必要がある。

(5) 原子力災害

本県西部に隣接する福井県に4市町(敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町)、石川県に1町(志賀町)、計7箇所(14基)の原子力事業所が所在するほか、静岡県においても1市(御前崎市)に1箇所(5基、うち2基は運転終了)の原子力事業所が存在する。このうち、当町から最も近い日本原子力発電株式会社の敦賀発電所までの距離は、直線距離で約85kmの位置関係にある。

(6) 過去の災害履歴

当町に被害があったとみられる過去の災害は次のとおりである。

災害履歴

S 34.	9.	26	伊勢湾台風	住家の全壊44・半壊52、非住家の全壊27
S 36.	9.	18	第二室戸台風	非住家の全壊 9・半壊 2、床上浸水 1、床下浸水 2
S 58.	9.	28	台風10号	27日午前3時頃からの雨が総雨量162mmを記録。 全壊家屋 4、半壊家屋 7、床上浸水 195、床下浸水 72、 罹災世帯246世帯・969人
H4.	8.	11	集中豪雨	午後1時頃から雨が降り始め、午後5時頃、更に激しくなり局地的な集中 豪雨となった。これにより総雨量354mmを記録し、がけ崩れが発生。県道 バイパスやJR高山本線が不通となる。 一部損壊家屋 1、床上浸水 4、床下浸水 66
H12.	9.	11	集中豪雨	11日午前5時頃から雨が降り始め、午後6時頃更に激しくなり局地的な集中豪雨となった。これにより総雨量304mmを記録し、県道勝山・山田線ががけ崩れの為通行止めとなり、町道北高見・上寿後線が冠水の為通行止めとなる。 床上浸水 12、床下浸水 2
H23.	9.	20	台風15号	台風15号の接近に伴い、19日午後8時ごろから降り始めた雨は、20日午後2時ごろから激しくなった。台風による雨は、木曽川・飛騨川上流でも激しく、木曽川及び加茂川の水位上昇となり、勝山木野地区、酒倉巾下・酒倉深田地区を対象に避難指示及び避難勧告を発令した。また、午後5時50分から、国道21号を通行止めとし、勝山陸閘を閉門。午後8時15分水位低下により、陸閘を開聞。国道21号は国土交通省の安全確認後、21日午前6時55分開通となる。 床上浸水 4、床下浸水 1、地下室の浸水 1、車両水没 1堤防の崩落 一色地区1避難状況 避難所開設 4避難状況 避難所開設 4

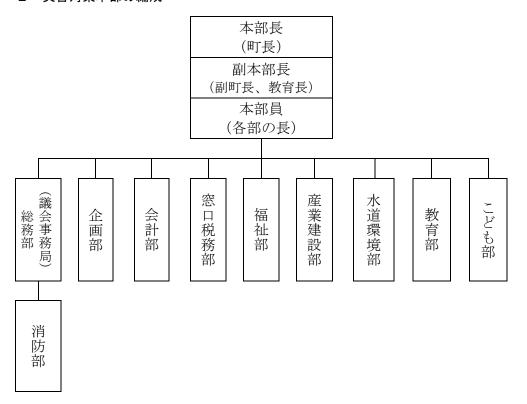
第6章 災害対策本部の組織

坂祝町災害対策本部は、坂祝町災害対策本部条例(昭和37年条例第16号)の定めに基づく次の組織によるものとする。なお、坂祝町災害対策本部の開設及び配置並びに職員の動員等その運用は、第3章第1節「町災害対策本部活動体制」によるものとする。

1 町災害対策本部の系統及び設置場所



2 災害対策本部の編成



3 本部員会議

本部員会議は、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに開催し、災害対策本部 にかかる災害応急対策の基本的な事項及び各組織において実施する対策の方針を定めるとともに、 各組織において実施する対策の総合的な調整、推進に当たるものとする。

※ 消防部については、総務部の指示により活動させる。

4 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の分担任務については、別表に掲げるとおりとする。

5 本部連絡員組織と任務

(1) 組織

本部連絡員は、総務部において行うものであるが、必要に応じて各部より任命する。

(2) 任務

本部連絡員は、次の事項を処理する。

- ア 本部員会議の庶務
- イ 本部長の命令指示等の伝達及び連絡
- ウ 気象警報等の関係機関への伝達
- エ 被害状況等災害情報の町災害対策本部への報告及び町災害対策本部情報の各部への伝達
- オ 総合(2部以上にわたって)実施を要する対策の連絡、調整
- カ 分担の明確でない軽易な事項の担当部の決定

(3) 勤務

本部連絡員は、町災害対策本部を開設したときは町災害対策本部室に勤務するものとする。ただし、災害の規模、程度等により、その必要がないと本部長が認めたときは、それぞれの所属部において待機するものとする。

別表

坂祝町災害対策本部分担任務

本部長:町長

副本部長:副町長、教育長

部 (部長担当職)	分担任務	
総務部	1 災害対策の全般に関すること。	
(総務課長)	2 災害対策本部の設置及び本部の庶務に関すること。	
	3 各部との連絡調整に関すること。	
	4 災害関係職員の動員、派遣に関すること。	
	5 消防団の招集に関すること。	
	6 避難の勧告、指示に関すること。	
	7 気象予警報の伝達等に関すること。	
	8 被害情報の取りまとめ、報告等に関すること。	
	9 災害情報の収集に関すること。	
	10 PC等情報機器の点検、安全確保に関すること。	
	11 他市町村・県・警察・消防機関との連絡調整に関すること。	
	12 報道機関に対する情報提供、協力要請その他連絡に関すること。	
	13 災害関係の広報に関すること (防災行政無線)。	
	14 自衛隊の派遣要請に関すること。	
	15 県、他市町村等への応援要請に関すること。	
	16 庁用車の管理、配車に関すること。	
	17 災害業務に従事した職員の公務災害に関すること。	
	18 被災職員の福利厚生等に関すること。	
	19 災害見舞及び視察等に関すること。	
	20 災害活動に協力する自主防災組織との連絡調整に関すること。	
	21 町有財産の災害対策に関すること。	
	22 食料及び生活必需品の確保に関すること。	
	23 その他、他の部に属さない事項の処理に関すること。	
議会事務局 (議会事務局長)	1 町議会への情報提供	
企画部	1 災害予算等町財政に関すること。	
(企画課長)	2 災害関係の広報に関すること (ホームページ、広報車)。	
	3 災害状況の記録撮影及び資料収集に関すること。	
	4 商工業関係の災害対策に関すること。	
	5 観光関係施設の災害対策に関すること。	
	6 受援担当に関すること。	
	7 他部の応援に関すること。	
会計部	1 災害関係経費の出納に関すること。	
(会計管理者)	2 義援金の管理に関すること。	

窓口税務部	1 災害に伴う国・県・町税に関すること。
(窓口税務課長)	2 被災住宅等の調査に関すること。
	3 住宅家屋の被害認定業務に関すること。
	4 被災住民の調査及び対策に関すること。
	5 災害発生時における住民からの電話問い合わせ窓口に関すること。
	6 指定避難所(東館、西館)の設置、管理及び運営に関すること。
	7 指定避難所(小学校)開設の協力に関すること。
	8 避難情報(安否確認)の実施に関すること。
	9 仮設トイレの確保、設置に関すること
	10 他部の応援に関すること。
福祉部	1 災害救助の全般的対策と実施に関すること。
(福祉課長)	2 災害救助法の適用申請に関すること。
	3 社会福祉施設の災害対策に関すること。
	4 り災台帳の作成及びり災に関する証明書(り災証明書、り災者旅行証明
	書の発行) の発行に関すること。
	5 町社会福祉協議会、町赤十字奉仕団と炊き出しなどの連絡調整に関する
	こと。
	6 ボランティアの受入及び調整に関すること。
	7 社会福祉対策に関すること。
	8 福祉避難所(総合福祉会館)の開設、運営に関すること。
	9 災害時における医療、助産に関すること。
	10 災害対策用医薬品の確保に関すること。
	11 加茂医師会、医療機関等との連絡に関すること。
	12 遺体の処理及び埋火葬に関すること。
	13 義援金品の募集、分配に関すること。
	14 調達若しくは援助物資の受入れ、仕分け又は配送に関すること。
	15 災害時における防疫に関すること。
	16 避難情報(安否確認)の実施に関すること
	17 他部の応援に関すること。

産業建設部	1	土木関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
(産業建設課長)	2	水防全般及び地すべり、山崩れ等の応急復旧対策に関すること。
()—310 —32 (),11 4 ()	3	応急復旧、救助用資機材等の確保に関すること。
	4	交通の確保及び応急復旧対策に関すること。
	5	応急復旧のための労働力の確保に関すること。
	6	障害物の除去に関すること。
	7	被災住宅の総合対策に関すること。
	8	応急仮設住宅に関すること。
	9	町営住宅の被害調査、応急対策等に関すること。
	10	町有建築物の応急復旧対策の協力に関すること。
	11	被災建築物の応急修理に関すること。
	12	応急危険度判定に関すること。
	13	農林、畜産関係の被害調査及び災害対策に関すること。
	14	農業用共同施設、農作物等の災害対策に関すること。
	15	林業施設の災害対策に関すること。
	16	治山施設の災害対策に関すること。
	17	種苗、生産資材、肥料等の対策に関すること。
	18	食糧の調達に関すること
	19	農業関係団体との連絡調整に関すること。
	20	被災農家に対する融資のあっせんに関すること。
	21	農業土木関係の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
	22	農業用パイプラインの応急復旧対策に関すること。
	23	開発地域の防災対策に関すること。
	1	災害時における飲料水の確保、供給に関すること。
(水道環境課長)	2	災害時におけるごみ、し尿処理その他清掃に関すること。
	3	水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
	4	下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。
	5	公害防止対策に関すること。
教育部	1	学校教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。
(教育課長)	2	児童、生徒の安全確保、安否確認に関すること。
	3	災害時における学校教育対策に関すること。
	4	指定避難所(中央公民館、学校)開設、管理及び運営に関すること。
	5	避難情報(安否確認)に関すること。
	6	災害対策活動に協力する生徒との連絡調整に関すること。
	7	各学校との連絡調整に関すること。
	8	被災児童、生徒の学用品、教科書対策に関すること。
	9	教育関係義援物品の受付、支給に関すること。
	10	社会教育施設、中央公民館の被害調査及び災害対策に関すること。
	11	文化財の被害調査及び災害対策に関すること。
	12	給食センター施設の被害調査及び災害対策に関すること。
	13	災害時における学校給食の確保に関すること。
	14	災害炊き出しの協力に関すること。

	16 調達若しくは援助物資の受入れ、仕分け又は配送の協力に関すること。
こども部	1 幼稚園、保育所、コミュニティセンターの被害調査及び災害対策に関す
(こども課長)	ること。
	2 幼稚園児、保育所児童及びつくんこ教室通教児の安全確保、安否確認に
	関すること。
	3 福祉避難所(幼稚園)開設、管理及び運営に関すること。
	4 指定避難所(総合福祉会館、中央公民館)開設の協力に関すること。
	5 避難情報(安否確認)に関すること。
	6 幼稚園、保育所との連絡調整に関すること。
	7 被災園児等の学用品等対策に関すること。
	8 他部の応援に関すること。
消防部	1 災害応急対策の活動に関すること。
(消防団長)	2 消防・水防活動に関すること。
	3 現地の情報連絡に関すること。
	4 指定緊急避難所開設の協力に関すること。
	5 避難誘導に関すること。
	6 行方不明者の捜索に関すること。